

Title	行政保健師への市民からの暴言・暴力に関する研究：実態と行政機関の対応方針の分析
Sub Title	Verbal and physical abuse of public health workers : analysis of current status and plans for dealing with the problem
Author	石川, 英里(Ishikawa, Eri)
Publisher	
Publication year	2018
Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2017.)
JaLC DOI	
Abstract	<p>本研究は、地域保健機関の行政保健師等への市民からの暴言・暴力に関する実態(経験)を、刑法上の犯罪の構成要件を基準として、明らかにすることを目的とし、全国の地域保健機関を対象に、平成30年2月に無記名自記式の質問紙調査を実施した。保健師等の地域保健従事者の生命・身体への侵害について、少なからぬ地域保健機関が、犯罪の構成要件にも該当するような暴言・暴力を経験していることが明らかになった。</p> <p>The purpose of this research was to investigate the current status of verbal and physical abuse of public health workers by their clients in community health care settings.</p> <p>Verbal and physical abuse was defined as those offenses that would be categorized as criminal under the Japanese Penal Code. An anonymous, self-administered questionnaire survey targeting all community health care institutions in Japan was carried out in February 2018.</p> <p>A considerable number of community health workers reported having experienced verbal and physical abuse that would be defined as criminal.</p>
Notes	研究種目：若手研究(B) 研究期間：2014～2017 課題番号：26861993 研究分野：公衆衛生看護学
Genre	Research Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_26861993seika

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平成 30 年 6 月 11 日現在

機関番号：32612

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26861993

研究課題名(和文)行政保健師への市民からの暴言・暴力に関する研究：実態と行政機関の対応方針の分析

研究課題名(英文)Verbal and physical abuse of public health workers: analysis of current status and plans for dealing with the problem

研究代表者

石川 英里 (ISHIKAWA, Eri)

慶應義塾大学・看護医療学部(藤沢)・助教

研究者番号：60644945

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、地域保健機関の行政保健師等への市民からの暴言・暴力に関する実態(経験)を、刑法上の犯罪の構成要件を基準として、明らかにすることを目的とし、全国の地域保健機関を対象に、平成30年2月に無記名自記式の質問紙調査を実施した。保健師等の地域保健従事者の生命・身体への侵害について、少なからぬ地域保健機関が、犯罪の構成要件にも該当するような暴言・暴力を経験していることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research was to investigate the current status of verbal and physical abuse of public health workers by their clients in community health care settings. Verbal and physical abuse was defined as those offenses that would be categorized as criminal under the Japanese Penal Code. An anonymous, self-administered questionnaire survey targeting all community health care institutions in Japan was carried out in February 2018. A considerable number of community health workers reported having experienced verbal and physical abuse that would be defined as criminal.

研究分野：公衆衛生看護学

キーワード：暴言・暴力 保健師 保健センター 保健所 児童相談所 精神保健福祉センター 刑法上の犯罪 地域住民

1. 研究開始当初の背景

保健師等の地域保健従事者に対する地域住民(サービス利用者)による暴言・暴力は、近年、これまで以上に深刻な問題となっている。しかし、報道機関等により、個別事例が報道されることはあるものの、実態を体系的に明らかにした報告はごく一部(下記【関連研究等】)に留まっている。また、こうした暴言・暴力が生じた場合に、適切な(初期)対応を行うためには、事前に、その方策について、理論、実務の双方の視点から、総合的、学際的に検討しておくことが重要である。また、その結果を踏まえて、地域保健機関が対応方針を整備しておくこと、地域保健従事者の方針を把握しておくことが重要である。発生時の対応だけでなく、暴言・暴力の予防、早期発見についても、同様のことが言える。しかし、予防から発生時の対応までを含めた、一連の取り組みについて、理論、実務の双方の視点から総合的、学際的に検討し、地域保健機関での安全確保対策について具体的な提言をしたものはないと言える。

【関連研究等】

(1) 実態調査

わが国では、暴言・暴力の実態について、これまでに、東京都・特別区の保健師を対象とした調査が実施されている。この調査では、回答者の4人に1人が過去3年半の間に、職務遂行上危機的状況に遭遇し、約半数が地域住民から暴言を受けた経験があることなどが明らかにされている¹⁾。

また、全国の保健所、児童相談所、精神保健福祉センターで相談業務に従事しているものを対象とした調査が実施されている²⁾⁻⁵⁾。この調査では、保健師が経験した暴力事例数、暴力を受けた場所などが明らかにされている。また、暴力発生時の対応マニュアルについて、上記の后者の研究が、その実態を明らかにしている。この調査では、回答機関の19%が同マニュアルを整備していたことを明らかにしている。但し、その内35%の機関におけるマニュアルが、一般の行政従事者の職場特性を考慮したものではなかった。

(2) 関連ガイドライン・対応マニュアル等
重大事件(保健師が精神疾患患者から刃物で切り付けられ重傷を負った事件)の発生を契機として、2002年に、暴力被害防止ガイドライン(東京都新宿区)が策定された。そして、2012年に「保健師等の相談業務における暴力被害防止の手引き(第2班)」³⁾が刊行された。

2. 研究の目的

全国の地域保健機関(全国の保健所・児童相談所・精神保健福祉センター・市町村/政令指定都市保健センター等)を対象として、(1) 暴言・暴力の実態、(2) 機関の対応方針の存否、ある場合には、その内容を調査する。前者では、刑法上の犯罪の構成要件等を基準として実態を把握する。また、後者では、

暴言・暴力発生時の対応だけでなく、予防、早期発見の点にも着目して実態を把握する。上記の結果を踏まえて、暴言・暴力の予防、早期発見、発生時の初期対応のための方策を検討し、地域保健機関での安全確保対策について具体的な提言をすることを本研究の目的とする。

3. 研究の方法

平成26年度は、保健師等の地域保健従事者に対する暴言・暴力の問題について検討している過去の論文について(1) 理論研究及び、(2) 調査研究に関する文献の精査を行った。(1)については、法学者と弁護士から助言を得、刑事上の犯罪の成立、民事上の不法行為責任の成立に言及している研究論文を中心に精査した。(2)については、暴言・暴力の実態(存否、存在する場合はその態様)や、暴言・暴力の問題に関する対応方針(予防、早期発見、発生時の初期対応の各問題についての対応方針)について検討している論文について精査した。

平成27~28年度は、上記の に関して、地域保健機関の関係者(保健師等)5名へ、インタビュー調査を行い、その結果をもとに、法学者、弁護士、疫学・統計の研究者らと質問紙調査における質問項目の検討を行った。また、研究者の所属する学内研究倫理審査委員会の承認を得た後、予備調査、及び予備解析を実施した。

平成29年度は、平成28年度に実施した予備調査の結果をもとに、質問紙を加筆・修正し、最終版を完成させ、下記の通り、全国の地域保健機関を対象とした質問紙調査を実施した。

【研究デザイン】

無記名自記式質問紙調査を郵送法にて実施した。

【調査対象機関】

- (1) 全国の市町村/政令指定都市保健センター(特別区保健センターを含む): 1889 機関
- (2) 全国の保健所: 481 機関
- (3) 全国の精神保健福祉センター: 69 機関
- (4) 全国の児童相談所: 229 機関

【調査票の配布及び回収方法】

平成30年2月に無記名自記式質問紙を対象機関に郵送法にて配布した。質問紙の回収は、研究者への直接返送とした。配布の約2週間後に全対象機関にリマインダーを郵送した。

【主な調査項目】

各地域保健福祉機関において、過去5年間に、保健師及び職員が、地域住民(以下、住民)から下記(1)~(10)の行為を受けたことがあるかどうかについて尋ねた。

- (1) 住民やその関係者による暴行、(2) 住民やその関係者による脅迫・強要、(3) 住民やその関係者による名誉棄損・侮辱(名誉棄損)、(4) 住民やその関係者による名誉

棄損・侮辱（侮辱行為）（５）住民やその関係者による業務妨害、（６）住民やその関係者による施設・設備・建物等の破壊（器物損壊）（７）住民やその関係者による施設・設備・建物等の破壊（建造物損壊）（８）住民の不退去（居座り）（９）住民によるストーカー行為、（１０）暴言・暴力等があった場合の機関の対応方針

４．研究成果

【質問紙調査結果】

（１）回収結果

市町村/政令市保健センターについては、調査配布票 489 票（25.9%）から回答を得た。同様に、保健所については、223 票（46.4%）から、精神保健福祉センターについては、40 票（57.9%）から、児童相談所については、91 票（39.7%）からそれぞれ回答を得た。

（２）主たる結果

刑法上の犯罪の構成要件との関係からみた、暴言・暴力の実態（経験）警察通報に関する機関内指針の有無、暴言・暴力発生時、報告・相談する組織的体制の有無について、下に示す表 1～4 の結果が得られた。なお、市町村/政令市保健センターにおいては、該当対人業務を行っていないと回答した機関及び部門を除外した集計を行った。また、欠損値も除外して集計を行った。

暴言・暴力の実態（経験）

表 1：市町村/政令市保健センター

表 1 - 1 母子保健分野 n=477

	n	(%)
暴行*	99	(21.1)
脅迫・強要	92	(19.8)
名誉棄損	23	(4.9)
侮辱	20	(4.3)
業務妨害	32	(7.0)
器物損壊	1	(0.2)
建造物損壊	2	(0.4)
不退去**	2	(0.4)
ストーカー行為	3	(0.6)

表 1 - 2 精神保健分野 n=460

	n	(%)
暴行*	188	(41.7)
脅迫・強要	141	(31.3)
名誉棄損	32	(7.1)
侮辱	39	(8.8)
業務妨害	85	(19.1)
器物損壊	7	(1.6)
建造物損壊	7	(1.6)
不退去**	30	(6.7)
ストーカー行為	29	(6.5)

表 1 - 3 その他 n=464

	n	(%)
暴行*	125	(27.8)
脅迫・強要	106	(24.1)
名誉棄損	16	(3.6)
侮辱	35	(7.8)
業務妨害	70	(15.7)
器物損壊	0	(0.0)
建造物損壊	5	(1.1)
不退去**	8	(1.8)
ストーカー行為	14	(3.1)

* 身体への接触を伴う暴行、身体への接触を伴わない暴行、その他（以下、同様。）

**医療機関から出ていくように要求したにも関わらず、正当な理由なく、出ていかなかったケース（以下、同様。）

暴言・暴力の実態（経験）

表 2：保健所

表 2 - 1 母子保健分野 n=223

	n	(%)
暴行*	31	(14.3)
脅迫・強要	39	(18.2)
名誉棄損	5	(2.3)
侮辱	9	(4.2)
業務妨害	13	(6.2)
器物損壊	0	(0.0)
建造物損壊	2	(0.9)
不退去**	2	(0.9)
ストーカー行為	2	(0.9)

表 2 - 2 精神保健分野 n=223

	n	(%)
暴行*	145	(66.5)
脅迫・強要	140	(64.5)
名誉棄損	34	(15.6)
侮辱	41	(19.1)
業務妨害	81	(38.0)
器物損壊	8	(3.7)
建造物損壊	10	(4.6)
不退去**	37	(17.0)
ストーカー行為	17	(7.8)

表 2 - 3 その他 n=223

	n	(%)
暴行*	79	(36.6)
脅迫・強要	62	(29.2)
名誉棄損	14	(6.5)
侮辱	33	(15.3)
業務妨害	39	(18.3)
器物損壊	2	(0.9)
建造物損壊	3	(1.4)
不退去**	8	(3.7)
ストーカー行為	1	(0.5)

暴言・暴力の実態（経験）

表 3 精神保健福祉センター n=40

	n	(%)
暴行*	27	(67.5)
脅迫・強要	32	(80.0)
名誉棄損	9	(22.5)
侮辱	16	(40.0)
業務妨害	22	(55.0)
器物損壊	7	(17.5)
建造物損壊	5	(12.5)
不退去**	9	(22.5)
ストーカー行為	9	(22.5)

暴言・暴力の実態（経験）

表 4 児童相談所 n=91

	n	(%)
暴行*	80	(87.9)
脅迫・強要	78	(85.7)
名誉棄損	26	(28.6)
侮辱	32	(35.2)
業務妨害	63	(69.2)
器物損壊	12	(13.2)
建造物損壊	14	(15.4)
不退去**	41	(45.1)
ストーカー行為	5	(5.5)

警察通報に関する機関内指針の有無
表 5 警察通報の判断のための機関内指針
(基準) ありの機関

	n	(%)
市町村/政令市保健センター	64	(13.1)
保健所	56	(25.1)
精神保健福祉センター	10	(25.0)
児童相談所	13	(14.3)

暴言・暴力発生時、報告・相談する組織的
体制の有無
表 6 報告・相談する組織的体制ありの
機関

	n	(%)
市町村/政令市保健センター	141	(28.9)
保健所	114	(51.1)
精神保健福祉センター	23	(57.5)
児童相談所	38	(41.7)

暴言・暴力の実態（経験）について（表 1～4）

本報告では、生命・身体への侵害に関する犯罪分野、特にその中でも暴行、脅迫・強要に着目して記述を行う。

暴行に関しては、児童相談所の 9 割弱、精神保健福祉相談センターの 7 割弱が、過去 5 年間に住民から受けた経験があると回答し

た。また、市町村/政令市保健センターにおいては、母子保健分野で 2 割以上、精神保健分野で 4 割以上、その他の分野で 3 割弱が暴行を受けた経験があると回答した。保健所においては、母子保健分野で 1 割以上、精神保健分野で 6 割以上、その他の分野で 3 割以上が暴行を受けた経験があると回答した。

脅迫・強要に関しては、児童相談所及び、精神保健福祉センターの 8 割以上が経験があると回答した。また、市町村/政令市保健センターにおいては、母子保健分野で 2 割弱、精神保健分野で 3 割以上、その他の分野で 2 割以上が経験があると回答した。保健所においては、母子保健分野で 2 割弱、精神保健分野で 6 割以上、その他の分野で 3 割弱が経験があると回答した。

上記の結果から、非常に多くの児童相談所及び、精神保健福祉センターが、過去 5 年間に住民からの暴行及び、脅迫・強要を受けた経験があることが明らかになった。また、市町村/政令市保健センター及び、保健所についても経験があることが明らかになり、その中でも特に、精神保健分野の担当部門については、同機関内の他分野と比較し、高い割合で経験がある事が明らかになった。

警察通報に関する機関内指針の有無について（表 5）

当該指針（基準）があると回答した機関はいずれも 1～2 割台に留まり、方針が無い、あるいはあるかどうか不明とした機関がほとんどであった。

暴言・暴力発生時、報告・相談する組織的体制の有無について（表 6）

報告・相談する組織的体制があると回答した機関は、保健所、精神保健福祉センターで約 5 割、児童相談所で約 4 割、市町村/政令市保健センターで 3 割弱の結果となり、いずれの機関においても、約半数あるいはそれ以上が組織的体制が整っていないと回答した。

本調査結果より、地域保健機関は、迅速に対応策を検討する必要があることが明らかになった。

以上から、本調査の主な成果及び意義を以下の通り考える。

暴言・暴力の実態について、犯罪との構成要件との関係から事案の内容を体系的に調査し、予防から発生時の対応までを含めた、一連の取り組みについて、理論、実務の双方の視点から総合的、学際的に検討した研究は、地域保健機関を対象としたものとしては、本研究が初めてだと考えられる。すなわち、住民による暴言・暴力の実態を調査する研究は、過去にも行われてきた。しかし、犯罪の構成要件との関係から事案の内容を具体的に調査する研究はこれまでには行われておらず、実態は明確になっていなかった。これまで、この点を踏まえた詳細な研究が進められて

こなかったことも、わが国において、未然防止について、有効な対応指針の策定が遅れている原因になっており、また、暴言・暴力が発生した際の対応について、有効な対応方針を策定する作業が遅れた原因になっているように思われる。

今回、上記の内容を踏まえた上で、全国地域保健機関を対象に悉皆調査を行ったことにより、住民による各地域保健機関への暴言・暴力の実態が、より明確になり、このことにより、地域保健機関の現場に資する方策を講じるための基礎資料を作成することに寄与できたと考える。

今後は、本調査で得られたデータを精査し、対人業務内容や、対応方針の有無、あるいは、各機関の管轄人口等を考慮した上で、更なる分析を進め、それらの結果を踏まえて、暴言・暴力の予防、早期発見、発生時の初期対応のための方策を検討し、地域保健機関での安全確保対策について、具体的な提言を行う必要がある。

<引用文献>

1) 東京都・特別区保健婦・保健士会 保健婦(士)問題検討委員会(2001).地区活動で保健師が遭遇する危機的状況と職場体制についての調査.保健婦雑誌, 58(3),224-229.

2) 平野かよ子(研究代表者)(2011).厚生労働科学研究費補助金健康安全・危機管理対策総合研究事業 保健師等の地域保健従事者の地域住民からの暴力等に対する危機管理の在り方に関する研究(H22 健危 一般002)平成21年度-平成22年度総合研究報告書.

3) 平野かよ子(2014).不当な暴言・暴力から組織的に身を守る 住民からの暴力防止に組織として取り組むことの重要性 「暴力防止マニュアル第2版」の作成を通して.保健師ジャーナル, 70(12),1034-1037.

4) 平野かよ子,末永 カツ子, 鳩野 洋子, 中板 育美, 反町 吉秀, 妹尾 栄(2010).弱者への暴力にどう挑む? 保健師等の地域保健従事者への住民からの暴力.保健師ジャーナル, 66(10),903-908.

5) 佐野信也(2014).不当な暴言・暴力から組織的に身を守る 保健師の専門職意識とアウトリーチ活動における暴言・暴力被害精神科医の視点から. 保健師ジャーナル,70(12)1048-1053.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

6. 研究組織

(1)研究代表者

石川 英里 (ISHIKAWA, Eri)

慶應義塾大学・看護医療学部・助教

研究者番号：60644945

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし

(4)研究協力者

なし